

公 告

尾道市観光コンテンツ造成事業に係る業務委託の公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 4 日

尾道市長 平 谷 祐 宏

1 業務概要

(1) 業務名

尾道市観光コンテンツ造成事業に係る業務委託

(2) 業務内容

業務仕様書（別紙 2）のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

2 参加資格

本業務の選考に参加することができる者は、次の（１）から（８）までのいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) この公告の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、本市の指名除外措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者である場合にあっては、手続開始の決定がなされていること。
- (4) 市町村税並びに国税を滞納していない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではない者であること。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等、尾道市暴力団排除条例（平成 2 4 年条例第 1 3 号）に違反する行為がないこと。
- (6) 法人格を有する団体であって、受託業務について十分な業務遂行能力を有し適正な経理執行体制を有すること。
- (7) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (8) 過去 2 年間に於いて、本業務と同種又は類似の業務実績を有する者であ

ること。

3 選考手続等

(1) 審査主体及び選考方法

ア 選考は、尾道市観光コンテンツ造成事業プロポーザル選定委員会において行う。

イ プレゼンテーション及びヒアリングを実施したうえで審査を行い、最優秀者1者を特定する。

ウ その他詳細は、尾道市観光コンテンツ造成事業に係る業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領（別紙1）による。

(2) 事務局

尾道市役所 産業部 観光課

〒722-8501 広島県尾道市久保一丁目15番1号

TEL：0848-38-9184（直通）

E-Mail：kanko@city.onomichi.hiroshima.jp

(3) プロポーザル実施要領等の配布

令和8年8月4日（火）から

尾道市のホームページに掲載して配布

（URL：<https://www.city.onomichi.hiroshima.jp>）

(4) 応募書類の提出

ア 受付期間

（ア）参加表明書 令和8年8月21日（金）午後5時まで（期間内必着）

（イ）提案書 令和8年8月28日（金）午後5時まで（期間内必着）

（ウ）持参による受付は、尾道市の休日を定める条例（平成元年条例第34号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時までとする。

イ 提出先

尾道市産業部観光課

ウ 提出方法

持参又は郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便に限る。）

4 応募者の制限

次に該当する者は、参加資格を満たしている者であっても、本プロポーザルに応募できない。

(1) 委員会の委員及びその親族

(2) 委員会の委員及びその家族が主宰、役員又は顧問をしている営利組織に属しているもの。

(3) 委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面におい

て関連があるもの（「資本面において関連があるもの」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える出資をしているものをいい、「人事面において関連があるもの」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねているものをいう。）

- (4) 委員会の委員が大学に所属する場合において、その委員の研究室に現に属しているもの。

5 失格要件

次の要件のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が、指定する様式（以下「様式」という。）によらないほか、次のいずれかに該当する場合。
- ア 受付期限並びに提出場所及び方法が指定と異なる場合。
 - イ 様式及び記載上の留意事項に沿った書類の提出がなかった場合。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
 - エ 許容された表現方法以外の表現が用いられている場合（プレゼンテーション及びヒアリングを含む。）。
 - オ 虚偽の記載をした場合（契約締結後に判明した場合においても同様とする。）。
- (2) 他の参加者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴した場合。参加者の社員その他関係者が傍聴した場合においても同様とする。
- (3) 委員会及び担当課関係者に、直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合。
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があったと委員会が認めた場合。

6 その他

- (1) 本プロポーザルに参加することにより生じる費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (3) 受付期間満了後の資料の差替え及び再提出は認めない。